

1 令和6年5回稲城市農業委員会総会を招集する。

2 日 時 令和6年5月9日（木）
開 議 午後1時30分
閉 議 午後2時45分

3 会 場 地域振興プラザ4階 中・小会議室

4 出席委員

1 番 松本 一宏	2 番 金井 司	3 番 笹久保 栄人
4 番 笹久保 橋寿	5 番 高橋 一郎	6 番 川村 あや
7 番 松本 信之	8 番 佐脇 博吏	9 番 大久保 一弘
10 番 小宮 尚幸	11 番 上原 徳和	12 番 石井 篤司

5 欠席委員

6 事務局

局 長	関口 美鈴
係 長	佐藤 江美子
書 記	相田 雄太郎

7 議 題

- (1) 会議録署名委員の選出
- (2) 第10号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 第11号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について
- (4) 第12号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- (5) 第14号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- (6) 第15号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について
- (7) 第16号報告 証明書の発行について

議 長 本日は、全員出席です。従いまして農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日1日とします。ただいまより、令和6年第5回稲城市農業委員会総会を開会します。それでは日程1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、11番 上原 徳和君、12番 石井 篤司君を指名いたします。次に日程2、第10号議案 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号2号については譲受人立会いのもと、地元委員の大久保 一弘委員、土地利用部会長の松本 信之委員と令和6年4月19日に現地調査を実施しております。

議 長 それでは受付番号2号について、9番 大久保 一弘君より説明願います。

大久保委員 9番委員の大久保です。受付番号2号については令和6年4月19日に土地利用部会長の松本委員と事務局と現地確認を行った結果、農地法第3条の規定による許可を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 7番 松本 信之君、補足があればお願いします。

松本委員 非常に真面目な方なので問題はなさそうです。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

上原委員 申請地に車は入れるのですか。

事 務 局 入れません。

上原委員 耕運機などはどうやって運ぶのですか。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

佐脇委員 高橋委員の担当案件は高低差のある土地ですが、ブルーベリーですか。

高橋委員 そうです。

議 長 ほかに農地は所有されていますか。

高橋委員 はい。そちらは農業を継続するとのことでした。

議 長 2番 金井 司君の担当案件は土地の周辺が荒れ気味のようなのですが、大丈夫ですか。

金井委員 下草はありますが、剪定等はやられていました。

議 長 草の伸びる時期だからということでしょうか。

金井委員 そう思います。

議 長 他に質疑がありませんので、採決いたします。第 11 号議案 生産緑地法第 10 条の規定に基づく主たる従事者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第 11 号議案については承認されました。次に日程 4、第 12 号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号 370、371 号については、令和 6 年 4 月 23 日に地元委員の笹久保 橋寿委員と、受付番号 372、373 号については、令和 6 年 4 月 25 日に地元委員の高橋 一朗委員、上原 徳和委員と、いずれも相続人立ち会いのもと現地調査を実施しております。

議 長 それではまず受付番号 370、371 号について 4 番 笹久保 橋寿君より説明願います。

笹久保(橋) 委員 4 番委員の笹久保です。受付番号 370、371 号については、令和 6 年 4 月 23 日に事務局と現地確認を行った結果、適格者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 それでは次に受付番号 372、373 号について、5 番 高橋 一朗君より説明願います。

高橋委員 5 番委員の高橋です。受付番号 372、373 号については、令和 6 年 4 月 25 日に事務局と現地確認を行った結果、適格者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 11 番 上原 徳和君、補足があればお願いします。

上原委員 坂浜の農地の件ですが、ここは元々被相続人が知り合いの支援を受けながら耕作をしていました。相続人も自身で耕作をしていくつもりだが、引き続きその知り合いの方々の支援も受けながらやっていくつもりとのことです。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 京王線の高架付近の農地で木が枯れているように見えている物もありますが、これはどういう状態ですか。

上原委員 枯れていません。被相続人が亡くなった時に知り合いの方々の力を借りて刈っていて、今はみかんの木を育てています。

議 長 他に質疑がありませんので、採決いたします。第 12 号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第 12 号議案については承認されました。次に日程 5、第 14 号報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (報告書をもとに説明する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。次に日程6、第15号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について議題といたします。ここで、稲城市農業委員会会議規則第10条の規定により委員会の委員は自己又はその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することは出来ないとあります。今回は笹久保 橋寿君の案件がありますので、稲城市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、笹久保 橋寿君が退席します。暫時休憩いたします。

(笹久保 橋寿委員が退席)

議 長 それでは、笹久保 橋寿君の関係案件について事務局説明願います。

事 務 局 (報告書をもとに説明する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。それでは、笹久保 橋寿君の関係案件が終わりましたので、笹久保 橋寿君が席に戻ります。暫時休憩いたします。

(笹久保 橋寿委員が着席)

議 長 続いて、残りの案件について事務局説明願います。

事 務 局 (報告書をもとに説明する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。次に日程7、第16号報告 証明書の発行について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (報告書をもとに説明する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。以上で、本日の全日程が終了しましたので、令和6年第5回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時45分閉会)